

# 鉄道駅等のバリアフリー化の推進について

## これまでの検証等

### 1. 駅のバリアフリー化の状況

※数値は2018年3月末現在

・全駅数：514 駅

・利用者数3千人/日以上以上の駅数：433 駅

⇒段差解消済（1ルート以上）の駅数  
：407 駅（94.0%）

⇒段差未解消駅：26 駅

→2020年度までに下記以外は完了予定

連立事業で対応駅：3 駅

ホーム幅が狭いなど困難駅：5 駅

・利用者数3千人/日未満の駅数：81 駅

⇒段差解消済（1ルート以上）の駅数  
：11 駅（13.6%）

### 2. バリアフリー基本構想の状況

・策定済み：33 市町（76.7%）、135 地区

⇒バリアフリー継続協議会の設置：9 市よ町  
（30.3%）

### 3. まちのバリアフリー情報の提供状況

（2017年3月より実施）

・主要な駅の構内図やバリアフリー設備、駅周辺のバリアフリーマップを府HPに掲載

⇒駅の構内図：374 駅（72.8%）

駅周辺のバリアフリーマップ：72 駅（14.0%）

### 4. 2025年国際博覧会の大阪への誘致

・いのち輝く未来社会をめざすビジョンの策定

### 5. 大阪府ユニバーサルデザイン推進指針の策定

（2018年6月）

## バリアフリー法・省令の改正の状況

### ◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（2018年5月25日公布）

#### ○理念規定の設定

- ・共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化
- ・鉄道駅利用者による声かけ等「心のバリアフリー」の取組推進

#### ○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ・事業者は、ハード・ソフト計画を作成し、取組状況を国に報告・公表する制度の創設

#### ○バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- ・市町村が駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、方針を定める「マスタープラン制度」の創設

#### ○更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- ・公共交通機関、道路、建築物等のバリアフリー情報提供の努力義務化
- ・取組について、障がい者等の参画の下、評価等を行う会議の設置

### ◆「交通バリアフリー基準」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」の改正（2018年3月30日公布）

#### ○駅等におけるバリアフリールートの最短化・複数化

- ・バリアフリールートの最短経路化を義務付け
- ・大規模鉄道駅は、バリアフリールートの複数化を義務付け

（参考）国検討委員会の資料では、次の場合免除できると記載

- ①線路が3線以下の規模
- ②利用者数10万人未満
- ③移動等円滑化された出入口から線路等を挟んだ各側へ容易に移動できる場合

#### ○乗継ぎルートのバリアフリー化

- ・乗継ぎルートのバリアフリー化、かつ、当該ルートの最短経路化を義務付け
- ・別事業者の乗降場との乗継ぎ円滑化も推進（努力義務）

#### ○エレベーターかごの大きさ等

- ・利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化の義務付け
- ・「優先マーク」設置を推進

※「義務付け」は新設又は大規模改修の場合が対象、既存は努力義務

## 論 点

### 1. 鉄道駅等のバリアフリー化の推進

○利用者数3千人/日以上である鉄道駅等のバリアフリー化は、1ルートは2020年度までにほぼ達成が見込めることから、更なるバリアフリー化を目指すべきではないか。

○検討に際しては次の点を考慮する必要があるのではないか。

#### ①高齢者や障がい者等の増加

【現状】高齢化率：26.1%（2015年）→30.5%（2030年推計）  
障がい者数：549,738人（2017年）→637,498人（2030年推計）  
→EV利用者数の増加

#### ②外国人観光客の増加等による利用者数の増加

【現状】235万人（2010年）→1,111万人（2017年）  
→スーツケース等の利用者数の増加によるEV利用者数の増加

○検討の方向は、次の方向性が考えられるのではないか。

#### ①乗降の際、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされる場合への対応

（2ルート目への対応）

#### ②乗換えの際に、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされる場合への対応

#### ③1ルートも確保されていない3千人/日未満への対応

○バリアフリー化を検討するに際して、エスカレーター等、EV以外の移動手段も考慮する必要があるのではないか

○ハード対策だけでなく、ソフト対策も併せて検討すべきではないか。

### 2. まちのバリアフリー化の促進

○上記の取組みに併せて、基本構想の策定、充実を図るべきではないか。

### 3. バリアフリー情報の提供促進

○現在府のホームページに掲載されている情報を、更に充実を図るべきではないか。